

## 鹿児島市身体障害者用自動車改造費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者の社会参加促進を図るため、所有する自動車をその運転に適応するよう改造する身体障害者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自動車」とは道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車で四輪以上のものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、本市に居住し、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に規定する特殊の疾病に該当する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の者は、補助金の交付対象者としなない。

(1) 補助金の交付対象者本人又は配偶者若しくは扶養義務者の所得税の課税所得金額が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条及び第8条に規定する特別障害者手当の受給に係る所得制限額を超えている者。

(2) 市税を滞納している者。

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、補助金の交付対象者が所有し、運転する自動車について、安全に運転するために必要な操向装置、駆動装置等の一部の改造又は、車椅子収納装置等を設置する経費とする。ただし、割賦購入（ローン）等により自動車を購入している場合であって、自動車検査証等の「使用者の氏名又は名称」欄に補助金の交付対象者の氏名が記載されているものは、当該車両を補助金の交付対象者が所有しているものとみなす。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する交付対象経費の全額とし、10万円を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第4条の規定にかかわらず、補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 身体障害者用自動車改造費補助金交付申請書（様式第1）

(2) 改造にあたる業者の改造見積書

(3) 県公安委員会が発行する運転適性検査の結果を証する書類。ただし、運転免許証の交付を受けている者は、これを呈示することにより、これにかえることができる。

(4) 申請者及び配偶者又は扶養義務者の前年分の所得税課税所得金額（前年分の所得税課税所得金額が確定していない場合は、前々年分の所得税課税所得金額）（次項において「所得金額」という。）を証する書類

2 前項第4号の規定にかかわらず、所得金額を公簿で確認することができる者については、書類の添付を省略することができる。

（実績報告）

第7条 規則第14条の規定にかかわらず、申請者は、自動車の改造を完了したときは、同条に定める補助事業等実績報告書のほか、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 身体障害者用自動車改造作業完了証明書（様式第2）

(2) 自動車検査証の写し

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

2 鹿児島市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱（昭和54年3月1日制定）は、廃止する。

3 この要綱の施行前になされた身体障害者自動車改造費助成に係る申請その他の行為については、この要綱の相当規定によってなされたものとみなす。

付 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に改正前の鹿児島市身体障害者用自動車改造費補助金交付要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市身体障害者用自動車改造費補助金交付要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成28年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和3年4月1日から適用する。